

「大籠柄治山工事（169）」の入札公告の訂正に関する公告

令和8年3月24日付けで公告した「大籠柄治山工事（169）」について、下記のとおり訂正があるので公告します。

記

標記公告の1（15）について、以下のとおり訂正（追加）します。

1 工事概要

（15）本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年3月30日に「令和8年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和8年3月30日付け7林整計第589号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等＝P新×k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額

（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

以上、公告する。

令和8年4月7日

分任支出負担行為担当官
大隅森林管理署長 西山 靖之